

建設工事のダンピング対策が 最低制限価格制度に変わります

建設工事のダンピング対策には、おもに低入札価格調査制度と最低制限価格制度があります。

本市はこれまで低入札価格調査制度を採用し、適正に施工されない恐れがないか等を調査してきました。このたび、より一層適正な価格での契約を促し、工事の品質を確保し、下請け業者へのしわ寄せ、安全対策の不徹底などを防止するため、令和7年10月1日告示の工事案件から、**調査基準価格に代わり最低制限価格を設定します。**

(注記)総合評価方式の案件は、性質上最低制限価格を設定することができないため、低入札価格調査制度を適用します。

1. 変更時期

令和 7 年 10 月 1 日以降に告示の工事案件から変更

2. 相違点

	～令和 7 年 9 月 30 日 低入札価格調査制度	令和 7 年 10 月 1 日～ 最低制限価格制度
根拠となる 例規	所沢市建設工事低入札価格取扱要綱	所沢市建設工事等最低制限価格取扱要綱
対象工事	設計金額が <u>130 万円</u> を超える工事	予定価格が <u>200 万円</u> を超える工事
入札額が 基準額を下 回った場合	調査基準価格を下回った場合、落札候補 者となり、低入札価格調査を実施	最低制限価格を下回った入札は 失格 ※ 1 回目の入札で落札（候補）者が決まらない場合は、2 回目の入札に参加できます。 電子入札共同システムで送付される再入札 通知書を確認の上、提出期間内に入札書、 見積金額内訳書を提出してください。

3. 算定方法

最低制限価格の算定方法は、従前の調査基準価格の算定方法と同じです。